

専決処分第13号

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和5年9月25日

高根沢町長 加藤公博

- 1 損害賠償の額 80,918円
- 2 損害賠償の相手方 栃木県下都賀郡壬生町おもちゃのまち
5-1-32
株式会社ホンダモビリティ北関東
おもちゃのまち店
- 3 事故の概要 令和5年5月8日午後4時頃、高根沢町役場駐車場内において、高根沢町総務課職員の運転する公用車（宇都宮581い3926）が駐車のため後退しようとしたところ、後方にいた相手方車両に接触し、当該車両を破損させた。
その破損に対して損害賠償をする。